

社会福祉法人石川県社会福祉事業団 一般事業主行動計画
(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

令和8年6月26日

男女ともに全職員が活躍でき、働き方を見直し、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

2 内容

目標1：職員の勤続年数を男女ともに向上を目指す。（女活法関係）

（取組内容）

- ・ライフステージに応じて活用できる休暇制度等について周知を図るとともに、仕事と家庭の両立支援に向けた職場意識の醸成を図る。

目標2：管理職に占める女性の割合50%以上を維持する。（女活法関係）

（取組内容）

- ・職員の公正な評価を通じて積極的登用を図る。
- ・人事面談等を通じて、職員の昇任への意識の向上を図る。
- ・男女を問わずキャリアアップのための研修を実施し、意識の醸成を図る。

目標3：女性の育児休業や男性の出産補助休暇の取得を次の水準とする。

（次世代法関係）

女性職員：100%取得

男性職員：子供の出生時における出産補助休暇取得の奨励

（取組内容）

- ・対象となる女性職員には、人事面談時等に育児休業の取得を奨励する。
- ・対象となる男性職員には、人事面談時等に出産補助休暇の周知と取得を奨励する。
- ・管理者は、希望する職員全員が育児休業や出産補助休暇を取得しやすい環境づくりに取り組むとともに、取得状況を確認する。

目標 4：育児休業取得後の復職率 100%とする。(次世代法関係)

(取組内容)

- ・管理者は、職員に対し、産前産後休暇に入る前、育児休業中、休業からの復職時前等に、短時間勤務制度や育児時間制度等を周知する。
- ・管理者は、復職した職員が短時間勤務制度等勤務軽減を図る各種制度を利用しやすい環境づくりに取り組む。
- ・管理者は復職前、復職後の人事面談を通して、復職後の不安解消、サポートの実施により、職員の仕事と家庭の両立支援を図る。

目標 5：ハラスメント防止に関する啓発や研修を実施し、固定的な性別役割分担意識の是正や全職員が働きやすい職場環境づくりに取り組む。(次世代法関係)

(取組内容)

- ・管理者向け研修及び管理者以外の職員向け研修をそれぞれ繰り返し実施し、それぞれの立場におけるパワハラ、セクハラ等ハラスメントに対する意識の醸成を図り、働きやすい職場環境づくりにつなげる。

目標 6：出産や子育てによる退職者について再雇用を促進する。(次世代法関係)

(取組内容)

- ・出産や子育てのために一旦退職した職員の再就職を促進する制度を作る。

女性活躍に関する情報公表

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 採用した労働者に占める女性労働者の割合 | 57.1% (令和7年度実績) |
| 2 男女の平均勤続年数の差異 | 女性が2年長い(全職員)(令和8年3月31日現在) |
| 3 労働者の1月あたりの平均残業時間 | 2.5時間 (令和7年度実績) |
| 4 管理職に占める女性労働者の割合 | 46.7% (令和8年6月1日現在) |